

令和3年度～4年度第7次宇美町総合計画策定支援業務

仕様書

1. 業務名称

令和3年度～4年度第7次宇美町総合計画策定支援業務

2. 委託期間

契約締結の日（令和3年度中）から令和5年3月31日まで

3. 計画の構成と期間

(1) 基本構想

町民と行政の共通の目標として、まちづくりの方向性を基本理念と将来像によって明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標（施策の大綱）を示すもので、令和5年度から令和12年度の8年間とする。

(2) 基本計画

基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を受けて、その実現に必要な施策を分野別に体系化し、各施策の展開方針、指標及び役割などを示すもので、令和5年度から令和8年度を前期、令和9年度から令和12年度を後期とする。

4. 策定体制

(1) 総合計画審議会（宇美町総合計画審議会条例）

設置目的

町長の諮問に応じて宇美町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

組織

13名以内

委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 宇美町議会議員 5人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 識見を有するもの 6人

開催回数

計8回程度

(2) 庁内体制（第7次宇美町総合計画策定委員会設置要綱）

① 総合計画策定委員会

設置目的 基本構想案及び実践計画案の策定および、その他総合計画の策定に関し必要な事項の決定を行う。

組 織 副町長、教育長及び各課長等で組織する。

② 作業部会

設置目的 基本構想及び実践計画の素案の作成および、必要な資料の収集・提供を行う。

組 織 策定本部及び検討会議の構成員以外のすべての町職員で構成する。

③ 作業部会プロジェクトチーム

設置目的 町民の声を反映させた計画素案を練るため、ワークショップ等にも参画し、作業部会の中心的役割を担う。

組 織 施策分野から1～2名を選出し、20名程度で構成する。

5. 業務内容

別紙積算内訳書参照のこと

6. 計画策定のスケジュール

別紙積算内訳書参照のこと

7. 成果品

紙媒体3部と電子データ一式を提出するものとする。電子データは、印刷にも適する修正可能なワード、エクセル、イラストレーターなどのデータとPDFデータを電子記録媒体に保存したものを提出するものとする。

(1) 報告書

① 基礎調査報告書

② 第6次総合計画後期実践計画達成状況検証報告書

③ 町民意識調査報告書

④ 町内関係団体アンケート報告書

⑤ まちづくりワークショップ報告書

(2) 計画書

① 総合計画（骨子案・素案）

② 総合計画（原案）

③ 総合計画（概要版）

(3) その他

① 総合計画審議会の議事録及び資料等

② 本業務により収集した資料

8. 費用について

(1) 町民意識調査の対象者の抽出、宛名シールの印刷は本業務の費用に含まないものとするが、調査票・封筒（返信用も含む）の印刷、調査票及び督促状の郵送代、回収及び町への返却に係る経費は、本業務の費用に含むものとする。

(2) まちづくりワークショップ及びまちづくりの開催経費については、本業務の費用に含むものとする。

(3) 総合計画審議会の委員報酬等については、本業務の費用に含まないものとする。

(4) 計画書の印刷製本費等については、本業務の費用に含まないものとする。

9. 貸与資料

本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時提供を行うので、受託者は責任を持ってこれを管理し、汚損や紛失等が無いよう万全の注意を払うこと。また、必要がなくなった場合は速やかに返却すること。

なお、提供した資料等については、本町の承諾なしに第三者に漏えい、貸与、公表、使用してはならない。